



## わたぐもこどもセンターだより

### 育児講座「歯科相談」(予約制)

「わたぐも保育園」の嘱託医による診察・相談を行います。歯磨きの開始時期、指しゃぶり、正しい歯磨きの仕方、虫歯や歯並びなど・・・ちょっとした疑問や悩みを、歯医者さん&歯科衛生士さんに聞いてみませんか？お口の個別診察ができます。

- 日時 : 11月16日(木) 9:45~ 時間は申し込みの順番となります。  
 場所 : わたぐもこどもセンター  
 人数 : 20名(未就学児)  
 費用 : 無料



- ※密を回避するため、診察・相談が終わりましたら、すみやかにお帰りください。  
 ※ネット、電話予約不可。センターにてお申し込みください。(10/23より申し込み開始)  
 ※冊子「すくすく歯日記」をすでに受け取っている方は持参をお願いします。

**オープンスペースと園庭開放以外は予約をお願い致します。**

利用者の皆様楽しく過ごせますように、ルールをお守りください。

**避難訓練:11月14日(火)9:50~**

火災を想定。来所された方は全員参加です。

### 就学前の施設ってどう違うの？

認可保育園(保育)	認可外保育園(保育)	幼稚園(教育)	認定こども園(教育と保育)
厚生労働省	厚生労働省	文部科学省	内閣府
0歳~就学前	0歳~就学前	満3歳~就学前	0歳~就学前
保護者が仕事をしているなどの理由により、 <b>保育を必要とする</b> こどものための施設	日々、保護者の委託を受けて児童を保育	適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする <b>学校</b>	小学校入学前に「教育」と「保育」を行う施設
入園料不要	入園料0~5万円程度	入園料2~4.5万くらい	家計に負担の少ない範囲の金額
給食	給食・弁当・外部搬入	給食・弁当・外部搬入	給食
保育料は自治体が決定	保育料は設置者が決定	保育料は設置者が決定	保育料は自治体が決定
児童福祉法	児童福祉法	学校教育法	認定こども園法
保育士	保育士	幼稚園教諭	保育士・幼稚園教諭
家庭で保育ができない状況が発生したとき。(入園) 家庭で保育ができない状況が消滅したとき。(退園)	保護者が必要な時に利用できる。就労していなくてもリフレッシュなどでも利用できる施設もある。(補助金あり)	保護者の就労の有無にかかわらず、満3歳~保育、教育を受けることができる。 預かり保育あり。(補助金あり)	1号保育の必要性を認定されない3~5歳児 2号保育の必要性が認定されている3~5歳児 3号保育の必要性が認定されている0~2歳児

学びや行事など、他にも違いはありますが、いずれにしても**集団生活**です。就学までの6年間は1番成長が著しく、今後の人格形成にとっても大切な時期です。我が子と24時間過ごせるのもこの時期のみです。先のためにも、親子の時間を大切にしたいですね。先生はプロですが、他人です。親や家庭で出来ないことは保育園や幼稚園でもできません。親の力は偉大です！  
 (ベネッセ教育情報等 参照)